

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

| ◎ 告 示 | 所管課(室)名 |
|---|-------------|
| ・公有水面埋立ての竣功認可(2件) | 漁 港 漁 場 課 |
| ・海岸保全区域の廃止 | 農 村 整 備 課 |
| ・地域森林計画の案の縦覧 | 林 政 課 |
| ○工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び 指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を定める告示の一部改正 | 監 理 課 |
| ・道路の区域変更 | 道 路 維 持 課 |
| ・道路の供用開始 | " |
| ・公有水面埋立ての免許(2件) | 港 湾 課 |
| ・証紙売りさばき人の指定の一部改正 | 会 計 課 |
| | |
| ◎ 公 告 | 農 村 整 備 課 |
| ・土地改良区の役員の就退任 | " |
| ・土地改良区の定款変更の認可 | " |
| ・土地改良区の解散の認可 | " |
| ・県営土地改良事業の工事の完了(2件) | " |
| ・測量の実施(2件) | 建 設 企 画 課 |
| ・落札者等 | 物 品 管 理 室 |
| | |
| ◎ 公安委員会告示 | 生 活 環 境 課 |
| ・警備員指導教育責任者講習の実施 | |
| | |
| ◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告 | 有明海自動車航送船組合 |
| ・定期監査の結果の公表 | " |
| ・財政援助団体等の監査結果の公表 | " |
| | |
| ◎ 雑 報 | 長崎県公立大学法人 |
| ・一般競争入札の実施 | |

告 示

長崎県告示第666号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可年月日 令和2年10月16日

- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県対馬市豊玉町横浦字見世浦98番55から536番11に隣接する白地に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 1,992.38平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成12年7月5日付け長崎県指令12漁計許第1号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第667号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和2年10月16日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県対馬市豊玉町横浦字見世浦536番11に隣接する白地から536番5に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 1,886.76平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成15年1月10日付け長崎県指令14漁計許第19号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第668号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第4項の規定に基づき、次の海岸保全区域の指定を廃止する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

昭和34年3月30日付長崎県告示第221号で指定した五島沿岸福江海岸奥浦地区海岸浜泊地先海岸に係る海岸保全区域

長崎県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により長崎南部地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部及び五島老岐の各地域森林計画を変更する予定なので、同法第6条第1項の規定により当該計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、これらの地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧の期間内に、長崎県知事に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 森林計画区の名称
 長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）
 長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）
 五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円）
- 2 縦覧場所及び意見書の提出先
 長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐の各森林計画区）
 諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）
 島原市内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）
 佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）
 五島市福江町1番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）
 壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）
- 3 縦覧の期間
 令和2年10月16日から令和2年11月13日まで

長崎県告示第670号

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の一部を次のように改正し、令和2年10月16日から適用する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 第1 略 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者</u> (5)及び(6) 略 (7) (5)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者 2 略 3 入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 1(6)に該当しないことを証する書面 4～6 略 第2 略 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 営業に関し、法律上必要となる要件を満たさない者</u> <u>(4) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者</u> | 第1 略 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)～(3) 略 (4)及び(5) 略 (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者 2 略 3 入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 1(5)に該当しないことを証する書面 4～6 略 第2 略 1 入札参加資格の制限 次に掲げるもののいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しないものとする。 (1)及び(2) 略 |

| | |
|--|--|
| <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 1(5)に該当しないことを証する書面</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 1(6)に該当しないことを証する書面</p> <p>(7) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 変更届 入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次の各号に掲げる事項に変更があった時は、遅滞なく、変更届を提出しなければならない。なお、関係法令上、変更の必要があるにもかかわらず、変更届が提出されていない場合も、遅滞なく、提出しなければならない。</p> <p>(1) 商号又は名称（本店及び委任を受けた営業所）</p> <p>(2) 代表者の役職名又は氏名</p> <p>(3) 受任者の役職名又は氏名</p> <p>(4) 所在地又は郵便番号（本店及び委任を受けた営業所）</p> <p>(5) 電話番号又はファックス番号（本店及び委任を受けた営業所）</p> <p>(6) 技術者数</p> <p>(7) 業種（追加又は削除したもの）</p> <p>(8) 受任営業所（追加又は削除したもの）</p> <p>6 資格の喪失（及び辞退）届 入札参加資格者のうち、資格審査の有効期間が終了していないものが次の各号に掲げる事項に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく入札参加資格喪失（及び辞退）届を提出しなければならない。</p> <p>(1) 関係法令に基づく廃業等を届け出た場合 当該届けを提出すべき者</p> <p>(2) 1の各号のいずれかに該当することとなった場合 入札参加資格者</p> <p>(3) 自己都合等により入札参加資格を辞退する場合 入札参加資格者</p> <p>7 資格の取消し 入札参加資格者が、次のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消すことができるものとする。</p> <p>(1) 故意に変更届を提出せず入札参加資格を有しないと認識しながら入札に参加したとき。</p> <p>(2) 6(1)又は(2)に該当することとなった場合で届出がないとき。</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により入札参加資格者となったとき。</p> <p>8 略</p> | <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 入札参加資格申請の方法 入札参加資格の申請をしようとする者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 1(3)に該当しないことを証する書面</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 1(4)に該当しないことを証する書面</p> <p>(7) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 略</p> |
|--|--|

長崎県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 南風崎停車場指方線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 佐世保市指方町2224番2地先から 佐世保市指方町2227番3地先まで | 前 | 13.8~24.0 | 26.3 | |
| | 後 | 17.2~28.7 | 26.3 | |

長崎県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------------------|--|------------|
| 一般県道 南風崎停車場指方線 | 佐世保市指方町2224番2地先から 佐世保市指方町2227番3地先まで | 令和2年10月16日 |

長崎県告示第673号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年10月16日

川棚港港湾管理者 長崎県
 代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和2年10月8日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
 名 称 長崎県
 所在地 長崎市尾上町3番1号
 代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
 代表者の住所 長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - ア 位置
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷272番14から2050番3に至る地先公有水面
 - イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
182.67平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷268番から2053番に至る地先公有水面
 - イ 区域
省略（縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
2,570.43平方メートル
- 5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

長崎県告示第674号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日
令和2年10月7日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名称 長崎県
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
 - ア 位置
長崎県対馬市豊玉町字貝鮒481番から263番イ第1に至る地先公有水面
 - イ 区域
省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
1,169.32平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置
長崎県対馬市豊玉町字貝鮒481番から263番イ第1に至る間の地内及び同地先公有水面
 - イ 区域
省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - ウ 面積
13,137.19平方メートル
- 5 埋立地の用途
海岸保全施設用地

長崎県告示第675号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年10月8日から適用する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

表の23の項に次のように加える

「

| | | | | |
|----|-------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----|
| 23 | 株式会社日進開発 代表取締役 下田 幸廣 | 島原市上新丁1丁目4158-1 | 島原市今川町931-1 城下町ビル ファミリーマート島原城下町店 | 島原市 |
|----|-------------------------|-----------------|-------------------------------------|-----|

」

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西郷土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

| 就 任 役 員 理 事 | | 退 任 役 員 理 事 | |
|----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 |
| 宮 崎 泰 治 | 雲仙市瑞穂町西郷辛1252番地 4 | 宮 崎 信 市 | 雲仙市瑞穂町西郷丁1083番地 1 |
| | | 北 川 秋 広 | 雲仙市瑞穂町西郷丁918番地 5 |
| | | 園 田 貞 任 | 雲仙市瑞穂町西郷丁1401番地 |
| | | 宮 崎 公 男 | 雲仙市瑞穂町西郷丁1369番地 |
| | | 若 田 平 介 | 雲仙市瑞穂町西郷丙557番地 |
| | | 丸 田 利 孝 | 雲仙市瑞穂町西郷戊356番地 1 |
| | | 酒 井 和 信 | 雲仙市瑞穂町西郷戊197番地 1 |
| | | 内 田 和 幸 | 雲仙市瑞穂町西郷己93番地 |
| | | 内 田 浩 信 | 雲仙市瑞穂町西郷己104番地 1 |
| | | 中 川 司 | 雲仙市瑞穂町西郷己111番地 |
| | | 前 田 輝 男 | 雲仙市瑞穂町西郷己171番地 3 |
| | | 松 尾 秀 之 | 雲仙市瑞穂町西郷己1048番地 |
| | | 森 田 龍 | 雲仙市瑞穂町西郷己957番地 1 |
| | | 西 藤 英 夫 | 雲仙市瑞穂町西郷己1002番地 |

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月27日総会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 西郷土地改良区
 認可年月日 令和2年10月7日
 認可しなかった事項 変更前の定款第4条第2項の削除

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 五反田土地改良区
 認可年月日 令和2年10月6日

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

| 地区名 | 事業の名称 | 工事着手時期 | 工事完了時期 |
|-----|--------------|------------|-----------|
| 平木場 | 県営農村地域防災減災事業 | 平成31年3月14日 | 令和2年3月25日 |

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

| 地区名 | 事業の名称 | 工事着手時期 | 工事完了時期 |
|-----|--------------------------------|------------|------------|
| 牟田 | 農山漁村地域整備交付金 農地整備事業（経営 体育成型） | 平成21年6月30日 | 平成31年3月12日 |

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量（車両搭載センシング装置を用いた道路情報の取得）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|-----------|----------------------------|
| 長崎県内の直轄国道 | 令和2年9月28日から 令和3年2月19日まで |

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長崎港湾漁港事務所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|---------------|-----------------------------|
| 長崎市 神ノ島町、小瀬戸町 | 令和2年10月13日から 令和2年11月9日まで |

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年10月16日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

- ① 2入札第90号 サージカルマスク① 1,500,000枚
- ② 2入札第91号 サージカルマスク② 1,000,000枚

- ③ 2入札第92号 サージカルマスク③ 1,500,000枚
④ 2入札第93号 サージカルマスク④ 1,500,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和2年9月16日
- 6 落札者
- ① 長崎県大村市平町1933
(株)ナカムラ消防化学 代表取締役 中村 康祐
- ② 長崎県長崎市畝刈町1277-1
(株)愛祥 代表取締役 永江 美幸
- ③ 長崎県長崎市畝刈町1277-1
(株)愛祥 代表取締役 永江 美幸
- ④ 大阪府大阪市中央区平野町1-8-8
(株)エクスプラス 代表取締役 大橋 孝夫
- 7 落札価格(消費税及び地方消費税を含む。)
- ① 8,530,500円
② 5,489,000円
③ 8,052,000円
④ 7,705,500円
- 8 入札公告日
令和2年8月7日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第28号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定に基づき、公示する。

令和2年10月16日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 講習の種別
- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- (2) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習(以下「追加取得講習」という。)
- 3 実施期日
- (1) 新規取得講習

令和2年11月16日（月）から同月20日（金）まで、同月26日（木）及び同月27日（金）の計7日間

(2) 追加取得講習

令和2年11月20日（金）、同月26日（木）及び同月27日（金）の計3日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

(1) 新規取得講習

15人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和2年10月19日（月）から同月28日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
イ 追加取得講習

- (ア) 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1通
(イ) 1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア（イ）のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料

受講する講習の種別に応じ、次に掲げる手数料を、受講申込時に長崎県収入証紙により納付すること。
なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

- (1) 新規取得講習
47,000円
(2) 追加取得講習
23,000円

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2-21-211

10 その他

- (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
(2) 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
(3) 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。
(4) 新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。
(5) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき実施した令和元年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月16日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱本 磨毅穂
同 福島 誠治

定期監査結果

1 監査の概要

有明海自動車航送船事業会計に対する財務監査（定期監査）を、有明海自動車航送船組合監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

- (1) 監査の対象
令和元年度 有明海自動車航送船事業会計

- (2) 監査の着眼点
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査した。

- (3) 監査の実施内容

ア 監査実施日
予備監査：令和2年6月8日（月）～9日（火）
委員監査：令和2年7月16日（木）

イ 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 濱本 磨毅穂
同 福島 誠治

2 監査の結果

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 意見

当年度は、台風の影響による欠航便の増や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等で、航送車両台数が前年度に比べ減少したことなどにより営業収益は減少した。

この結果、経営成績は総収益が10億9,577万円、総費用が9億8,899万円で、純利益は1億678万円となり、前年度と比較すると1,991万円の減少となったが、10期連続して黒字となっている。

当組合においては、平成29年度に策定した5年間の経営の指針となる中期目標に基づき、目標達成に向け経営に取り組んでいるところである。

しかしながら、当年度の営業収益減少の主な要因である新型コロナウイルスの影響については、緊急事態宣言は解除されたものの、再度の感染拡大のおそれもあり、社会経済活動の抑制傾向は依然として続くことが見込まれ、運行収入が大きく減少する懸念もあることから、今後の収支の推移は不透明な状況となっている。

また、管理部門の中堅職員が少ない状況にあることから、将来の組合運営に影響が出るおそれがある。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の促進について

新型コロナウイルス感染症については、未だ不透明な状況にあるが、そうした中で社会経済活動の回復に応じ、素早い対応ができるよう関係団体や旅行者等と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを適確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客促進に努められたい。

なお、外国人客の誘致については、韓国からの利用客が大幅に落ち込む中、これまでとは視点を変え、ターゲットとなるエリアを見極めたうえで実施されたい。

イ 管理部門の人材育成について

当組合においては、中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会を増やすなど人材育成を図っているが、体系的な研修計画の策定がなされていない。

将来の組織運営の体制強化を図るため、職員の経験年数や職責等に応じた人材育成のための研修計画を策定し、職員の成長過程に即した体系的な研修を実施されたい。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務に関する事務の執行等について、是正・改善を検討すべき事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

ア 契約事務について

契約事務について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 入札保証金及び契約保証金の免除について

「入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領」に、契約金額に関係なく特定の業種の事業者の入札保証金及び契約保証金を免除する規定が設けられている。

当該規定は、入札保証金及び契約保証金を免除できる要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に照らし適切でないことから、同要領の内容を見直すこと。

(イ) 業務システム用コンピュータのリース契約に係る予定価格調書の作成について

組合の業務のために必要なサーバー、PC等の機器について、リース料総額14,050,500円（税抜）（月額246,500円（同））でリースにより調達しているが、リース料の見積りに際し、組合会計規程に規定する予定価格調書を作成していない。

イ 議員視察の際の食事代の支出について

議員視察の際の夕食代等について、経費の全額を当組合が支出している。

旅費として支給される宿泊料には夕食代も含まれていることから、旅費条例の規定どおりの宿泊料が支給されている場合には、参加者から応分の負担を求めること。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した

財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月16日

有明海自動車航送船組合
監査委員 濱本 磨毅穂
同 福島 誠治

監査結果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合（以下、「組合」という。）が出資している団体について、有明海自動車航送船組合監査基準に準拠し、財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

(1) 監査対象

有明フェリー振興株式会社 令和元年度決算

(2) 財政援助等の内容

出資金（出資率100%） 出資額 30,000,000円

(3) 監査の着眼点

出資している団体に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

(4) 監査の実施内容

ア 監査実施日

予備監査年月日 令和2年6月10日

委員監査年月日 令和2年7月16日

イ 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 濱本 磨毅穂

同 福島 誠治

第2 有明フェリー振興株式会社の現状

有明フェリー振興株式会社は組合から全額出資を受け、同組合からの定期傭船などの委託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は5億6,277万円で、売店等売上や油脂売上の減などにより、前年度に比べ1,913万円（△3.3%）減少している。

一方、売上原価は2億5,193万円で、油脂など商品の仕入高の減により、前年度に比べ1,590万円（△5.9%）減少している。

売上高の減が売上原価の減を上回ったことから、売上総利益は3億1,085万円で、前年度に比べ323万円（△1.0%）減少している。

「販売費及び一般管理費」は3億1,025万円で、役員報酬や修繕費の減等があったが、社員給与や手当等の人件費が増加したことから、前年度に比べ21万円（0.1%）の増となっている。

この結果、営業損益は60万円の黒字となったが、前年度に比べ344万円（△85.2%）利益が減少している。

営業外収益は退職共済積立金戻入等の109万円で、この結果、経常損益は169万円の黒字となり、前年度に比べ331万円（△66.2%）利益が減少している。

特別利益は退職給付引当金戻入が330万円、特別損失は役員退職引当金繰入が103万円あり、この結果、当年度の純損益（税引後）は314万円の黒字となり、前年度に比べ61万円（△16.3%）減少しているが、当年度で8期連続して黒字となっている。

資金繰りについては、流動資産が1億2,606万円、流動負債が5,888万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は214.1%で、当面の資金繰りに支障はない。

第3 監査の結果

監査の結果、財政援助団体の業務の執行については、その出資目的に従っておおむね適正に行われていると認められた。

なお、財務処理に関し改善を要する軽易な事項については、別途当団体に対し注意を行った。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学顔認証機能付き非接触型体温測定器一式について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和2年10月16日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学顔認証機能付き非接触型体温測定器一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年12月23日（水）

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、審査し決定する。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から4の部局において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

申請書を提出する者は、申請書に次の書類を添え、令和2年10月28日（水）15時00分までに4の部局に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課総務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和2年10月27日（火）15時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）4の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学佐世保校大学院棟2階 616教室

（期日）令和2年11月2日（月）13時30分開始

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできな

い。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺ク
イト
田ク
宏リ
ン
ト